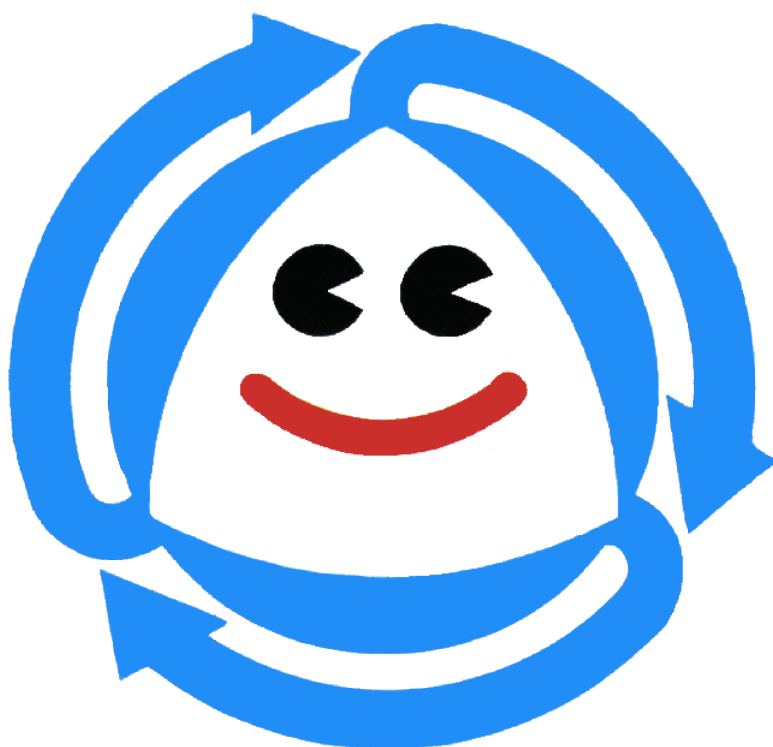




資源物集団回収の手引き

この手引書は、大切に保管し、新しい担当者さんへ引き継いでください。



足利市役所クリーン推進課

クリーン推進担当 TEL 20-2142

〈〒326-8601 足利市本城三丁目2145番地 本庁舎2階〉

令和5年4月改訂版

この冊子は再生紙を使用しています

はじめに

私たちの身の回りには、便利な生活のため使い捨て製品があふれ、ごみが増えています。

例えば、一度だけ使って、あとは「ごみ」として捨てられてしまうものの中にも、私たちの努力で減らせるものや、有効な資源として再び利用できるものがたくさんあります。

一人ひとりの気くばりで、大量の資源と膨大な処理経費を節約できるばかりでなく、かけがえのない地球の環境を守ることができるのです。

市では、昭和58年度から、ごみの減量と再資源化を図るため、資源ごみ集団回収報奨金制度（当時）を定め、多くの市民の方々や各種団体関係者のご理解とご協力のもとに推進されています。

本書によって、制度の趣旨や内容をご理解いただき、ごみの減量とリサイクルの推進に向けて、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

資源物集団回収事業の推移

区分\年度	H29	H30	令和1	令和2	令和3	昭和58年からの累計
延実施回数（回）	1,196	1,211	1,156	860	809	
回収量（t）	3,227	3,149	2,788	1,863	1,933	123,614
報奨金総額（千円）	22,932	22,424	19,928	13,320	13,652	663,942

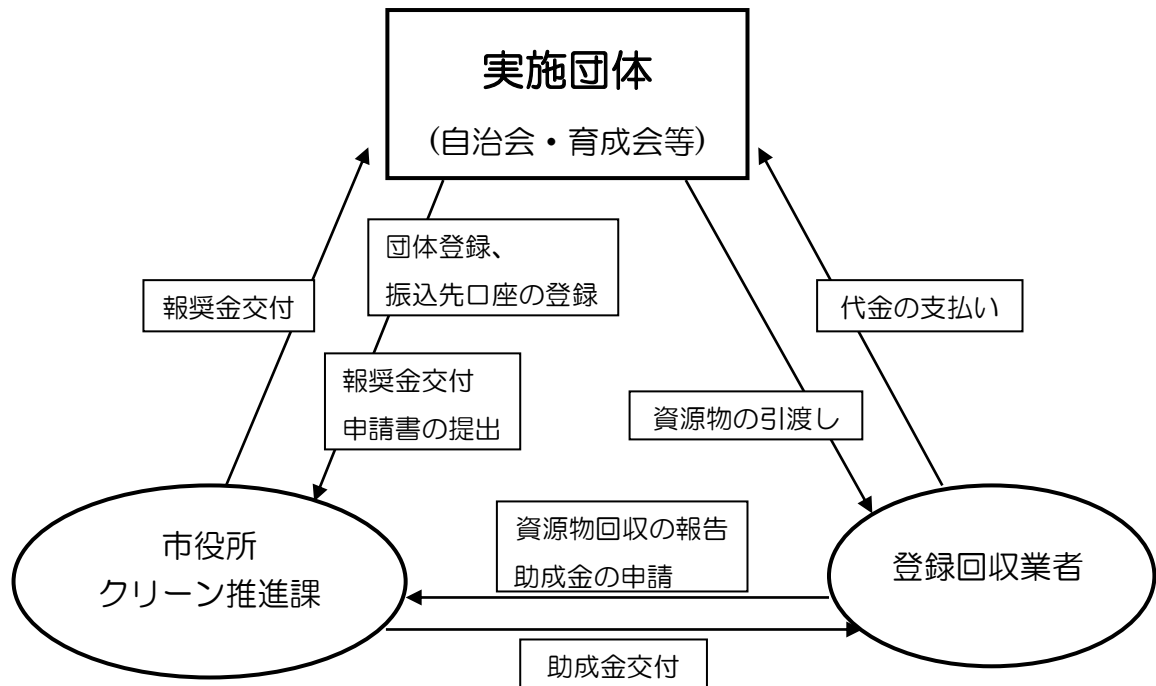


シンボルマーク「リサイクル足利」

青い円を地球に、丸みのある三角形で足利市の「A」の中に市民がごみの減量を明るく前向きに取り組む姿を表現しています。円周の矢印でリサイクルを示し、市民が一丸となって地球環境の保全に推進する姿を表しています。（平成5年度制定）

集団回収とは

集団回収とは、自治会、育成会、児童（生徒）会、PTA等の営利を目的としない団体が、市が定めた一定の条件のもとで、地域のボランティア活動として実施していただくものです。



集団回収は、実施団体役員、地域住民、登録回収業者、三者のボランティアにより成立しているものです。お互いの立場を尊重して、集団回収を推進しましょう。

集団回収とは、以下の要件を全て具備しているものとします。

- ・実施団体役員の実動を伴った活動（資源物の受け入れ、選別、積み込み、登録回収業者への引渡し等）であること。
- ・会員、地域等に回覧等で広く周知し、実施されたものであること。
- ・家庭から排出された資源物（要綱第1条の2）を回収したものであること。
- ・回収した資源物は、登録回収業者に引き渡されたものであること。（びん類を除く）

登録から報奨金を受け取るまで

初めて集団回収活動を行う前に... 実施団体として事前登録が必要です。

提出書類 資源物集団回収事業報奨金交付団体登録申請書(別記様式第1号)

添付書類として、団体の活動内容が分かる書類、団体名義の通帳の写し

準備 集団回収前に登録回収業者と相談し、町内に周知します。

回収を依頼する業者を選び、いつ、なにを、どのようにして集めるかを、業者と相談します。

回収日時・場所・集める品目などを町内に回覧などを利用して早めに周知します。

回収と引渡し

集めた資源物を登録回収業者に引渡し、伝票(仕切り書)をもらいます。

報奨金の交付申請 締切日までに申請書を市役所クリーン推進課又は公民館に提出します。

提出書類 資源物集団回収事業報奨金交付申請書(別記様式第3号)

伝票(仕切り書)コピー不可

代表者や振込先口座に変更があった場合は、変更内容を届け出ます(別記様式第1号の2)。

報奨金の交付

市に登録されている口座に振り込まれます。町内・会員等に結果報告を行います。

* 報奨金交付申請額に計算間違いがあった場合は、市において検算、確認した額で支払います。

* 振込通知等はいませんので、通帳を記帳して確認してください。

* 結果報告文(回覧)…回収の成果は、町内・会員等にできるだけ早く報告しましょう。






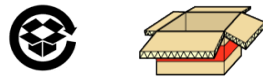


申請書の補正

申請書に不備がある場合は、補正をお願いする場合があります。

申請書類は足利市公式ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/>

回収対象資源物（7円/kg）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○新聞紙（折込み広告含む）  ○雑誌・その他の紙類  ○牛乳パック  ○アルミ缶  ○スチール缶  ○段ボール  ○布類 ○その他のびん（ビール中びん、ジュースのびん等） | <ul style="list-style-type: none"> ○ビール大びん（633ml）  ○一升びん（1.8ℓ）  ○びんケース
（ビールびん等を収納するプラスチック製のケース） |
|--|--|

回収対象外品目（報奨金は交付されません）

- 【例】
- 事業所から排出された資源物
 - 紙管
 - 下ボール
 - シュレッダー処理した紙
 - ゼロ円引取りの古紙（報奨金の対象になっている品目を除く）
 - 銅
 - くず鉄

登録回収業者にご依頼頂くときは...

1 選定

- ・次ページに掲載する登録回収業者に直接ご依頼ください。
- ・登録回収業者によっては詳細情報を掲載しておりますので、ご確認ください。

2 相談

- ・いつ、なにを、どこへ、どのようにして集めるかを、直接相談します。
- ・ご相談される際は、団体名、担当者名、連絡先等を、登録回収業者にお知らせください。特に、団体名は正しくお伝え頂かないと、報奨金の交付に支障が生じます。
- ・登録回収業者により、取り扱いできる資源物が異なりますので、ご注意ください。
- ・日程の変更や中止等の連絡は、登録回収業者へ早めにご連絡ください。

3 町内等への周知

- ・登録回収業者との相談後、回収日時・場所・集める品目などを町内に回覧などを利用して早めに周知します。

4 実施

- ・回収開始時間、終了時間は厳守してください。
- ・資源物は種類ごとにきちんと分別をしてください。
アルミ缶とスチール缶を混在しないようにお願いします。
- ・資源物の積み込み等は、登録回収業者の指示に従い、事故や怪我のないようにお願いします。

5 登録回収業者から支払われる資源物の売払い代金の確認

- ・いくらで、いつ、どのように支払われるのか、登録回収業者にご確認ください。

移動中のトラック等の荷台に人が乗ることは、大変危険ですので、行わないで下さい。



登録回収業者一覧

No.	名称	所在地	電話番号	詳細情報
1	(株)新井整毛所	梁田町529	71-2727	7ページ
2	荻原商店	五十部町676-1	21-2747	7ページ
3	(有)金井商店	江川町1-6-7	43-1015	8ページ
4	(有)神田商店	福居町2187-1	72-0848	8ページ
5	(有)久保田商店	山下町1310-2	62-4473	8ページ
6	(有)佐取商店	久松町115	41-2654	9ページ
7	東日紙商(株)	花園町53	41-1660	9ページ
8	(有)徳山	葉鹿町707-1	62-0464	9ページ
9	永田紙業(株)足利営業所	福居町210-1	72-6778	10ページ
10	(有)原商店	福富町2073-3	71-0956	10ページ
11	(株)日下野商店	寺岡町1096	91-0111	10ページ
12	(株)ベネッセ両毛	田中町808	73-8113	11ページ
13	池澤工業(株)	大前町1279-4	71-8520	11ページ
14	足利市清掃事業(株)	久保田町911	71-0782	—
15	安藤商店	緑町2丁目3726	21-5434	—
16	石井商店	山下町1545-1	62-3685	—
17	永吉商事	百頭町2033(1-22)	73-5880	—

登録回収業者詳細情報

※※詳細情報のご利用にあたって、注意頂きたいこと※※

- 掲載内容は、令和5年2月現在のものです。登録回収業者の都合、市況等の変化により、掲載内容と異なる場合があります。
- 資源物の買取価格は、市況により変動します。市況により、**買取価格がゼロ円となる場合もあります。**
- 回収品目・・・回収可能なものに「○」、不可能なものに「×」を表示していますが、汚損しているもの、異物が混入しているもの、選別不十分なもの、その他のびんの種類などによっては、引き取りを断る場合があります。**事前に登録回収業者と入念に打合せしてください。**また、「回収可能」には、買取価格がゼロ円の引取りも含まれます。

No.	1					
名称	㈱新井整毛所					
所在地	足利市梁田町529					
電話番号	0284-71-2727					
回収可能地区	全市域可能	少量回収の可否	×	軽トラック 貸出しの可否	×	
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	○	布類	○	アルミ缶	○
	スチール缶	○	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者からのコメント	・早めに回収予定日を連絡して下さい。					

No.	2					
名称	荻原商店					
所在地	足利市五十部町676-1					
電話番号	0284-21-2747					
回収可能地区	三重・山前・三和 葉鹿・小俣	少量回収の可否	○	軽トラック 貸出しの可否	○	
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	○	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	○	ビール大びん	○	一升びん	○
	その他のびん	×	びんケース	○		
登録回収業者からのコメント						

No.	3					
名称	尙金井商店					
所在地	足利市江川町1-6-7					
電話番号	0284-43-1015					
回収可能地区	全市域可能		少量回収の可否	×	軽トラック 貸出しの可否	×
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	○	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	×	ビール大びん	○	一升びん	○
	その他のびん	×	びんケース	○		
登録回収業者 からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・回収作業中はトラックやコンテナの周りは危険ですので、あまり近付かないで下さい。 ・子供を回収物の上で遊ばせないで下さい。落下、転倒など危険です。 ・回収作業中の禁煙にご協力下さい。 					

No.	4					
名称	尙神田商店					
所在地	足利市福居町2187-1					
電話番号	0284-72-0848					
回収可能地区	御厨		少量回収の可否	×	軽トラック 貸出しの可否	×
回収品目	段ボール	×	新聞紙	○	雑誌	×
	牛乳パック	×	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	×	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者 からのコメント						

No.	5					
名称	尙久保田商店					
所在地	足利市山下町1310-2					
電話番号	0284-62-4473					
回収可能地区	三重・山前		少量回収の可否	×	軽トラック 貸出しの可否	×
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	×	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	○	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者 からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック（パッカー車や、コンテナ）が余裕をもって設置や駐車ができる場所をご用意下さい。 					

No.	6					
名称	尙佐取商店					
所在地	足利市久松町115					
電話番号	0284-41-2654					
回収可能地区	久松町・助戸仲町・錦町	少量回収の可否	○	軽トラック 貸出しの可否	×	
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	○	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	×	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者 からのコメント	・町内の方はトラックの荷台の乗り降りに慣れていませんので、怪我をしないように特に気を付けて下さい。					

No.	7					
名称	東日紙商(株)					
所在地	足利市花園町53					
電話番号	0284-41-1660					
回収可能地区	全市域可能	少量回収の可否	○	軽トラック 貸出しの可否	×	
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	○	布類	○	アルミ缶	○
	スチール缶	×	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者 からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・早めのご相談をお願いします。 ・資源物の分別及び禁忌品の混入防止にご協力下さい。 ・直接持ち込みも歓迎します。 					

No.	8					
名称	尙徳山					
所在地	足利市葉鹿町707-1					
電話番号	0284-62-0464					
回収可能地区	葉鹿・小俣	少量回収の可否	×	軽トラック 貸出しの可否	×	
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	×	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	×	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者 からのコメント						

No.	9					
名称	永田紙業(株)足利営業所					
所在地	足利市福居町210-1					
電話番号	0284-72-6778					
回収可能地区	全市域可能	少量回収の可否	×	軽トラック 貸出しの可否	×	
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	○	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	×	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者 からのコメント	・スケジュール調整の為、年間予約でお願い致します。場合により、お断りする事もありますのでご了承下さい。					

No.	10					
名称	(株)侷原商店					
所在地	足利市福富町2073-3					
電話番号	0284-71-0956					
回収可能地区	旧市内・御厨・梁田	少量回収の可否	×	軽トラック 貸出しの可否	×	
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	×	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	×	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者 からのコメント						

No.	11					
名称	(株)日下野商店					
所在地	足利市寺岡町1096					
電話番号	0284-91-0111					
回収可能地区	旧市内・富田	少量回収の可否	○	軽トラック 貸出しの可否	○	
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	×	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	○	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者 からのコメント						

No.	12					
名称	㈱ベネッセ両毛					
所在地	足利市田中町808					
電話番号	0284-73-8113					
回収可能地区	全市域可能		少量回収の可否	○	軽トラック 貸出しの可否	×
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	○	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	○	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者 からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に関わらず、平日も回収します。少人数団体（老人クラブ、婦人クラブ等）は、戸別訪問で回収します。 ・飲料缶については、アルミ缶はもとよりスチール缶も回収します。 ・回収前に当社と打ち合わせをし、会員様に回覧等でご連絡して下さい。 ・資源物の量に関わらず回収致します。 					

No.	13					
名称	池澤工業㈱					
所在地	足利市大前町1279-4					
電話番号	0284-71-8520					
回収可能地区	全市域可能		少量回収の可否	×	軽トラック 貸出しの可否	×
回収品目	段ボール	○	新聞紙	○	雑誌	○
	牛乳パック	×	布類	×	アルミ缶	○
	スチール缶	○	ビール大びん	×	一升びん	×
	その他のびん	×	びんケース	×		
登録回収業者 からのコメント						

呼び掛け文（例）

皆 様 へ

年 月 日

〇〇町自治会〇〇部
代表者 氏 名

資源物集団回収(廃品回収)の実施について

このたび、下記により資源物集団回収を実施いたします。
当会の運営資金確保と、ひいては、ごみの減量と資源の再利用のため、なにとぞ、ご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 実施日時 月 日(日)午前 時～
- 2 集積場所 〇 〇 会 館
- 3 回収する品物と出し方
 - (1) 古紙類 …新聞紙・雑誌・その他の紙類・段ボール・牛乳パック
それぞれバラバラにならないよう十文字に縛って出してください。
 - (2) びん類 …ビール大びん・一升びん・その他のびん
それぞれの種類ごとに分けて出してください。
 - (3) 金属類 …アルミ缶・スチール缶
それぞれの種類ごとに分けて出してください。
 - (4) 布 類 …綿・毛製品（化学繊維製品を除く）
バラバラにならないよう十文字に縛って出してください。

※事業所発生の資源物の回収は行いませんので、ご注意ください。

報奨金交付申請締切日一覧

令和5年度

集団回収を実施した月	報奨金交付申請の締切日	支払日
4月・5月	6月末日	7月末日
6月・7月	8月末日	9月末日
8月・9月	10月末日	11月末日
10月・11月	12月末日	1月末日
12月・1月	2月末日	3月末日
2月・3月	4月末日	5月末日

- ※ 締切日が土日祝日の場合は、前営業日が締切日となります。
- ※ 報奨金交付申請書は、上表の締切日までに市役所クリーン推進課又は各公民館(織姫・助戸を除く)へご提出ください。
- ※ 報奨金は、締切日の翌月末に、登録されている口座へお振り込みいたします。
- ※ 市にお届けいただいている口座が相違した場合は、振込が数日遅延する場合があります。

結果報告文（例）

年 月 日

皆 様 へ

〇〇町自治会〇〇部
代表者 氏 名

〇〇月〇〇日に実施した資源物集団回収の結果について

皆様のご協力により、下記の収益金がありましたので報告いたします。

記

1	収益金（１）＋（２）		円
2	収益金の内訳		
	（１）回収量及び売り払い代金	kg	円
	内訳： 段ボール	kg	円
	新聞紙	kg	円
	雑誌・その他の紙類	kg	円
	牛乳パック	kg	円
	布類	kg	円
	アルミ缶	kg	円
	スチール缶	kg	円
	ビール大びん（１本＝0.55kg）	kg	円
	一升びん（１本＝0.98kg）	kg	円
	その他のびん（１本＝0.43kg）	kg	円
	びんケース（１箱＝2kg）	kg	円
	（２）市から交付された報奨金		円

3 次回の資源物集団回収は、〇〇月〇〇日の予定です。

集団回収に関するQ&A

【集団回収に関すること】

Q. 空き缶のプルタブだけを集めたいと思います。対象となりますか？

A. 「アルミ缶リサイクル協会」では、次の理由によりプルタブ集めを奨励していませんので、自粛くださいますようお願いいたします。

①タブを無理に取り外そうとするとケガをする恐れがあります。

②アルミは重量で取引されるので、タブだけを集めるより「アルミを缶丸ごと」集めたほうがリサイクルする価値があります。

③タブだけを集めた場合、コンベアから、こぼれ落ちたりします。

Q. シュレッダー処理した紙類は、対象となりますか？

A. 対象となりません。集団回収の対象となる資源物は、要綱第1条の2に規定されているものだけです。

Q. 事業所の資源物は、対象となりますか？

A. 対象となりません。集団回収は、一般家庭から排出された資源物を対象としています。

Q. 自治会館、学校等の不用物（ロッカー、机等）を登録回収業者に引き取りしてもらいましたが、集団回収の回収量に含めてよいですか？

A. 廃棄物の単なる処分は、対象とはなりません。

Q. 少量でも登録回収業者に回収に来てもらえるのでしょうか？

A. 登録回収業者も人件費、輸送費をかけて集団回収に協力していただいています。ある程度の量がまとまってからご依頼ください。

Q. 役員が忙しく、なかなか集団回収が実施できません。町内の他の団体に代行してもらって良いですか？

A. 集団回収は、実施団体の資格を個別に審査する「事前登録制」です。実施団体でない団体が、実施団体である団体の名称を用いて集団回収を行うことは、「名義貸し」に該当し、適切な集団回収とは言えません。実施団体の人手が足りない等の理由により他の団体の応援を得ることは問題ありませんが、あくまで、実施団体の代表者や役員が携わっていることが必要です。

Q. 同じ町内（又は近隣の町内）の他の実施団体と合同で、集団回収を実施してもよいですか？

A. 可能です。仕切書は各団体ごとに必要となりますのでご注意ください。

Q. 集めた資源物を倉庫に保管しておき、そこに登録回収業者に取りに来てもらうやり方は可能ですか？

A. 可能です。登録回収業者と相談してください。

【各種書類の提出に関すること】

Q. 公民館に提出しても良いですか？

A. 織姫・助戸以外の公民館であれば、受付可能です。ただし、公民館では提出時に書類の内容を審査しません。そのため不備があった場合は、補正のために、後日、市役所クリーン推進課にご来庁をお願いする場合があります。

Q. 書類は、代表者が持参しなくてはならないのですか？

A. 代理の方（副会長や会計、代表者の家族等）でも大丈夫ですが、なるべく実施内容を把握している実施団体の役員さんをご提出ください。

Q. 申請書の「代表者」欄には、誰を書けばよいですか？

A. 代表者とは、団体を代表する方です。具体的には「自治会長」、「育成会長」、「PTA会長」、「学校長」等です。「会計」や「クリーンリーダー」は、代表者となれません。

Q. 申請書類がなくなってしまいました。どこに取りに行けば良いですか？

A. お手数ですが、市役所クリーン推進課にご来庁ください。足利市公式ホームページからダウンロードもできますので、ご利用ください。

【変更届に関すること】

Q. 代表者が変わるのですが、口座名義は変更しない予定です。変更届を提出しなくてもよいですか？

A. 登録事項の一部でも変更がある場合は、変更届の提出が必要です。変更届が必要であるにもかかわらず、提出を頂けない場合は、報奨金の支払いは行いません。

Q. 自治会長が変更となり、自治連事務局に届出をしましたが、クリーン推進課にも変更届を提出する必要がありますか？

A. お手数ですが、改めてクリーン推進課に変更届のご提出をお願いいたします。

Q. 個人名義口座を振込先に指定することはできますか？

A. できません。必ず団体名が入っている口座を指定してください。
口座名義の例：「〇×△育成会 会計 足利太郎」

【報奨金交付申請に関すること】

Q. 仕切り書を紛失してしまいました。どうすれば良いですか？

A. 報奨金の審査には、仕切り書（原本）が必要となります。登録回収業者に依頼し、仕切り書を再発行してもらってください。

Q. 「申請書の補正」は、どのような場合に連絡があるのでしょうか？

A. 著しい不備があった場合に、ご来庁のうえ補正又は再提出をお願いする場合があります。「著しい不備」とは、変更届の未提出、仕切り書の添付忘れ、申請書の大半が未記入の場合等が考えられます。

【報奨金の交付（支払い）に関すること】

Q. 交付通知はありますか？

A. 通知は行っていません。通帳を記帳のうえ、ご確認ください。
希望する団体には、1年間の交付状況を記載した通知を毎年4月頃に代表者宛に送付していますので、そちらで確認頂くことも可能です。

Q. 交付額を前もって教えてもらうことは可能ですか？

A. 事務手続き上、お問い合わせは支払月の20日以降でお願いいたします。
ただし、申請書検索の都合上、多少お待ちいただくことがあります。

Q. 申請額と異なった金額が、振り込まれていたのですが？

A. 軽微な計算間違いや端数の切捨て等が行われていなかった場合は、実施団体役員の負担軽減のため、担当職員において検算・修正し、修正した額を振り込んでいますので、あらかじめご了解ください。

Q. 申請の都度、異なった口座に振り込んで欲しいのですが？

A. できません。振込先の口座は、1年以上継続して使用する口座をご指定ください。

Q. 集団回収の実施回数に制限はありますか？

A. ありません。報奨金の交付（支払い）は、年12回から年6回に変更（P13参照）となりましたが、これは集団回収の実施回数を制限するものではありません。

足利市資源物集団回収事業報奨金及び助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が資源物を集団で回収する事業（以下「集団回収」という。）を推進することにより、ごみの減量化及び資源の有効利用を図るとともに、集団回収を行った団体に対する報奨金及び資源物の引取りを行った者に対する助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(回収対象資源物)

第1条の2 集団回収において回収対象となる資源物（以下「回収対象資源物」という。）は、市内で日常生活に伴って排出されたもので、別表1左欄に掲げるものとする。

2 回収対象資源物は、第3条の2第1項に規定する登録回収業者に引き渡さなければならない。（一升びん、ビールびん、その他のびん、びんケースはこの限りでない。）

3 前項の規定にかかわらず、別表1左欄8の項から11の項までの回収対象資源物については、びんの再生利用等を確実に行うことができる者に引き渡すことができる。

(実施団体)

第2条 集団回収をしようとする団体は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする団体は、資源物集団回収事業実施団体登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出されたときは、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 代表者の職及び氏名
- (3) 代表者の住所又は当該団体の事務局所在地
- (4) 振込先口座

4 市長は、第1項の登録を受けようとする団体について、その活動内容が収益を生じるものである場合又は次の各号のいずれにも該当しない場合においては、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 自治会、青少年育成会、女性団体、老人クラブその他の地縁により組織された団体であること。
- (2) 学校、保育所、幼稚園若しくは児童クラブに通うことも又はそれらの保護者により組織された団体であること。
- (3) スポーツ又は趣味を同じくする人が集まり、かつ、活動している団体であること。

5 第1項の登録を受けた団体（以下「実施団体」という。）は、第3項各号に掲げる登録事項に変更があったときは、資源物集団回収事業実施団体変更届出書(別記様式第1号の2)により、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(登録回収業者)

第3条 実施団体から回収対象資源物（集団回収により回収したものに限る。）を引き取ろうとする者（びんの再生利用等を確実に行うことができる者を除く。）は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、資源物集団回収事業者登録申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出されたときは、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者の職及び氏名

(4) 振込先口座

(5) 引取り可能な資源物の種類

4 市長は、第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を拒否しなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当するとき。

(2) 市内において、資源物の引取りの業務実績が2年未満であるとき。

(3) 市税を滞納しているとき。

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなることになった日から起算して5年を経過しないとき。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第25条から第32条までの規定により懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けなくなることになった日又は廃棄物処理法第32条若しくは第33条の規定により過料に処された日から起算して5年を経過しないとき。

(6) 条例第23条又は第24条の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から起算して5年を経過していないとき。

(7) 法人であって、その役員又は従業員が第4号から前号までのいずれかに該当するとき。

(8) 廃棄物処理法第7条の4、第9条の2の2、第14条の3の2又は第15条の3の規定により許可を取り消され、当該許可の取消の日から起算して5年を経過しないとき。

(9) 第8条の3の規定により登録を抹消され、当該登録の抹消の日から起算して5年を経過しないとき。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員（当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）又は足利市暴力団排除条例（平成24年足利市条例第22号）第6条に規定する密接関係者であるとき。

(11) 法人であって、その役員又は従業員が前号に規定する暴力団員又は密接関係者であるとき。

(12) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた者（会社更生法第199条の規定による更生計画の認可の決定又は民事再生法第174条の規定による更生計画の決定がなされている者を除く。）であるとき。

(13) 法人にあつては市内に本店又は営業所等がないとき、個人にあつては市内に住所がないとき。

(14) 市内に引き取った資源物を計量、選別又は保管できる作業場を有しないとき。

(15) 最大積載量が2,000kg以上の回収対象資源物を適切に運搬できる車両を有しないとき。

(登録回収業者の任務等)

第3条の2 前条第1項の登録を受けた者（以下「登録回収業者」という。）は、集団回収の実施に当たっては、実施団体と協議し、その円滑な実施に努めなければならない。

2 登録回収業者は、実施団体から回収対象資源物を有価で引き取った場合は、当該実施団体に対し、その対価を速やかに支払わなければならない。

3 登録回収業者は、引き取った回収対象資源物ごとの重量

を明記した伝票を当該実施団体に速やかに交付しなければならない。この場合において、当該回収対象資源物を有価で引き取ったときは、その金額を当該伝票に明記するものとする。

- 4 登録回収業者は、引き取った資源物を選別した場合において、その発生した残さを適切に処分しなければならない。
- 5 登録回収業者は、実施団体からの資源物の引取りを第三者に下請け又は委託してはならない。
- 6 登録回収業者は、市民又は実施団体の信頼を失うような言動をしてはならない。
- 7 登録回収業者は、この要綱に違反した活動をしている実施団体を把握した場合は、速やかに市に通報しなければならない。

(報奨金)

第4条 市長は、実施団体が集団回収を行ったときは、当該実施団体の申請に基づき、予算の範囲内で、第2項に規定する報奨金を交付することができる。

- 2 報奨金は、市長が適当と認められた回収対象資源物の品目ごとの回収重量に、別表1右欄に掲げる報奨金単価を乗じて得た金額の合計とする。ただし、回収重量に1kg未満の端数があるときは、小数点第1位を四捨五入し、当該合計金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 第2項に規定する報奨金は、集団回収の実施状況、社会情勢等を総合的に勘案し、毎年度、見直しを行うものとする。

(助成金)

第5条 市長は、登録回収業者が実施団体から回収対象資源物を引き取ったときは、当該登録回収業者の申請に基づき、予算の範囲内で、助成金を交付することができる。

- 2 前項の助成金は、実施団体から引き取った回収対象資源物の重量1キログラムにつき、1円を乗じて得た金額とする。ただし、重量に1kg未満の端数があるときは、小数点第1位を四捨五入し、当該金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(報奨金又は助成金の交付申請)

第6条 実施団体が第4条第1項の規定により報奨金の交付を申請するときは、別表2で定める期限までに、資源物集団回収事業報奨金交付申請書(別記様式第3号)に次項に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。(ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)

- 2 前項の添付書類は、登録回収業者が発行する引取量、金額及び実施年月日等が記載された引取伝票の原本とする。
- 3 登録回収業者が前条第1項の規定により助成金の交付を申請するときは、別表2で定める期限までに、資源物集団回収事業助成金交付申請書(別記様式第4号)に次項に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。(ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)

4 前項の添付書類は、実施団体に発行した引取量、金額及び実施年月日等が記載された引取伝票の写しとする。

(報奨金及び助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められた実施団体又は登録回収業者に対し、報奨金又は助成金を交付するものとする。

- 2 市長は、実施団体が第8条の3の規定により登録を抹消された者へ回収対象資源物を引き渡した場合は、特別な事由がある場合に限り、適当な集団回収と認め、報奨金を交付することができる。

(報奨金及び助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により、報奨金若し

くは助成金の交付を受けた実施団体又は登録回収業者があると認められたときは、当該実施団体又は登録回収業者から当該報奨金又は助成金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(実施団体の登録の抹消)

第8条の2 市長は、実施団体がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正な行為があったときは、その登録を抹消することができる。

- 2 市長は、実施団体が資源物集団回収事業報奨金交付申請書を2年間提出しなかったときは、その登録を抹消するものとする。

(登録回収業者の登録の抹消)

第8条の3 市長は、登録回収業者が第3条第4項各号(第2号及び第3号を除く。)のいずれかに該当したときは、その登録を抹消することができる。

- 2 市長は、登録回収業者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正な行為があったときは、その登録を抹消することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により登録回収業者の登録を抹消したときは、その旨を実施団体に速やかに通知するものとする。

(実施団体等に対する指導)

第9条 市長は、この要綱の目的を達成するため、実施団体及び登録回収業者に対し、集団回収の推進に必要な指導を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第2条の規定により実施団体の指定を受けた者は、改正後の第2条の規定による実施団体の指定を受けた者とみなす。

別表1 (第1条の2、第4条関係)

回収対象資源物	報奨金単価
1 段ボール	1kgにつき7円
2 新聞紙	
3 雑誌・その他の紙類	
4 牛乳パック	
5 布類	
6 アルミ缶	
7 スチール缶	
8 ビール大びん	
9 一升びん	
10 その他のびん	
11 びんケース	

別表2 (第6条関係)

集団回収を実施した月	締切日
4月・5月	6月末日
6月・7月	8月末日
8月・9月	10月末日
10月・11月	12月末日
12月・1月	2月末日
2月・3月	4月末日

※締切日が土日祝日の場合は、前営業日を締切日とする。

～よりよい循環型社会をめざして～

1 ごみになるものは求めない

ごみを減らすにはごみのもとを断つことが肝心です。過剰な包装や持ち帰るだけのポリ袋などというまでもなく、商品は捨てる時のことも考えて購入しましょう。

2 ごみにする前に資源化・再利用する

資源の乏しい日本ではリサイクルは不可欠です。そのうえ、ごみ減量・環境保全・省エネルギーと一石三鳥もの効果があります。捨てる前に、まだ使えるものは人に譲ったり、分別して集団回収に出したりしましょう。

3 再生品を利用する

せっかく資源化しても再び利用しなければ意味がありません。トイレットペーパーやノートなど再生品を多用しましょう。エコマークやグリーンマークが購入の目印です。



エコマーク



グリーンマーク



再生紙使用マーク

以上の3項目をひとりひとりが実践することでリサイクルが成り立っています。資源物集団回収は、この大きな環の貴重な一部です。